



金沢市公報

号外第36号の2

平成17年(2005年)11月29日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ	
規 則		技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (") 4
最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則 (職員課)	1	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 (") 5
平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則 (")	1	金沢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則 (予 防 課) 6
金沢市火災予防条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (予 防 課)	3	公営企業管理規程
職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (職員課)	3	金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課) 8

規 則

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成17年11月29日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第97号

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(給料月額の切替え)

第1条 平成17年12月1日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額(職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。)別表第2イの表の備考第2項の規定の適用を受ける職員にあっては、この規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。)を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

$$\frac{\text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額} \times \text{その者の施行日の前日における給料月額}}{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額}}$$

$$+ \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額}$$

(期間の通算)

第2条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の給与条例第5条第8項ただし書の規定又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成12年条例第22号)附則第2項から第4項までの規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(市長の定める職員にあっては、市長の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(平成15年規則第100号)は、廃止する。

平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則をここに公布する。

平成17年11月29日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第98号

平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(改正条例附則第5項第2号に掲げる額を調整額に含めない職員)

第1条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年条例第66号。以下「改正条例」という。)附則第5項の規則で定める職員は、平成17年6月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について改正条例第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。)第21条第1項後段又は第24条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間引き続き在職した職員(同年6月1日(同日前1箇月以内に退職した職員であって、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正条例第1条の規定による改正前の給与条例第21条第1項後段、第22条第1項後段又は第24条第6項の規定の適用を受けたものにあつては、当該退職した日)から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の職員とする。

- (1) 国家公務員
- (2) 他の地方公共団体の公務員
- (3) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者

(新たに職員となった者の改正条例附則第5項第1号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

第2条 改正条例附則第5項第1号の規則で定めるものは、平成17年4月1日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

- 2 改正条例附則第5項第1号の規則で定める日は、平成17年4月2日から基準日までの期間における新たに職員となった日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。)のうち最も遅い日とする。

(在職しなかった期間等がある職員の改正条例附則第5項第1号の月数の算定)

第3条 改正条例附則第5項第1号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員として在職しなかった期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成17年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて第1条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含む。)
- (2) 休職期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第28条第2項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)、専従休職期間(地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、非常勤職員等期間(給与条例第26条の規定の適用を受ける職員として在職した期間をいう。)、派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成6年条例第62号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。))又は育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。)
- (3) 停職期間(地公法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。)
- (4) 職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)第10条若しくは職員の服務等に関する条例(平成7年条例第4号)第15条第3項の規定により給与を減額された期間又は地公法第38条の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間
- (5) 給与条例第15条の規定により給与を減額された期間

- 2 改正条例附則第5項第1号の規則で定める月数は、平成17年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

- (1) 前項第1号、第2号又は第4号に掲げる期間のある月
- (2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月(前号に該当する月を除く。)であつて、その月について支給された給料の額が改正条例附則第5項第1号に規定する合計額に100分の0.36を乗じて得た額(以下「附則第5項

第 1 号基礎額」という。) に満たないもの

(端数計算)

第 4 条 附則第 5 項第 1 号基礎額又は改正条例附則第 5 項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年12月 1 日から施行する。
- 2 平成15年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則（平成15年規則第101号）は、廃止する。

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年11月29日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第99号

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例（平成17年条例第43号）の施行期日は、平成17年12月 1 日とする。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月29日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第100号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 2 を次のように改める。

別表第 3 の 2 調整基本額表（第 2 条の 2 関係）

1 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,100円
2 級	6,500円
3 級	8,500円。ただし、1号給8,271円
4 級	9,700円
5 級	10,200円
6 級	10,800円
7 級	11,200円
8 級	11,800円
9 級	12,800円
10級	13,500円
11級	15,400円

2 教育職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,400円。ただし、2号給7,213円、3号給7,569円、4号給8,019円、5号給8,505円、6号給8,851円、7号給9,175円
2 級	11,000円。ただし、2号給9,099円、3号給9,490円、4号給9,891円、5号給10,318円、6号給10,741円
3 級	12,600円。ただし、1号給11,335円、2号給11,916円、3号給12,487円

4 級	13,500円。ただし、1号給12,816円、2号給13,482円
5 級	16,100円

3 医療職給料表⁽²⁾

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,100円
2 級	8,000円。ただし、2号給7,924円
3 級	9,600円。ただし、1号給9,211円、2号給9,531円
4 級	10,200円
5 級	11,100円
6 級	11,900円
7 級	13,000円
8 級	14,800円

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月29日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第101号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和36年規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技 能 労 務 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以	1	円	164,500 円	183,100 円	200,600 円	225,600 円	253,800 円	255,500 円
	2	120,200	171,200	189,000	206,600	232,500	261,000	264,300
	3	123,900	177,100	194,800	212,800	239,400	268,300	273,300
	4	127,700	183,100	200,500	219,300	246,500	276,300	282,400
	5	131,500	188,400	206,500	225,500	253,100	284,300	291,400
	6	135,600	193,300	212,700	232,200	259,900	292,500	300,600
	7	140,300	198,300	219,200	238,400	266,500	300,900	309,900
	8	145,100	203,600	225,000	244,200	272,700	309,000	319,100
	9	151,000	208,800	231,100	249,800	278,400	316,900	328,400
	10	157,000	213,800	236,900	255,600	283,800	324,400	337,600
	11	164,200	219,200	242,400	260,900	289,200	331,900	346,800
	12	170,900	224,200	248,000	266,000	294,500	338,900	356,000
	13	176,600	229,000	253,000	271,000	299,800	345,900	364,900
	14	182,100	233,800	258,100	275,900	304,700	351,900	373,500
	15	186,800	238,600	262,900	280,600	309,300	358,000	381,000
	16	191,200	242,700	267,400	285,300	313,800	363,900	386,500
	17	195,600	246,700	272,100	289,200	318,000	369,500	391,500
	18	199,400	250,400	276,700	292,700	322,300	374,800	394,900
	19	203,000	253,600	281,000	295,900	326,300	379,700	398,400

外 の 職 員	20	205,900	255,900	284,600	298,800	329,900	384,200	401,800
	21	208,900	258,000	287,200	301,600	333,300	388,600	405,200
	22	211,700	259,900	289,400	304,200	336,400	392,700	408,500
	23	214,500	261,200	291,700	306,900	338,800	395,900	411,900
	24	217,200	262,600	293,700	309,300	341,300		415,300
	25	219,500	264,200	295,700	311,700	343,500		
	26	221,600	265,900	297,600	313,700	345,900		
	27	223,700	267,500	299,400	315,800	348,100		
	28	225,900	269,200	301,300	317,700			
	29	227,800	270,700	303,100	319,900			
	30	229,800	272,300	305,000	322,100			
	31	231,700	273,900	306,800	324,100			
	32	233,300	275,600					
33		277,100						
再任用 職員		192,700	204,200	211,500	227,800	253,100	285,900	291,800

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

(給与の切替え等)

- 2 技能労務職員の給与の切替え及び切替えに伴う措置については、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年条例第66号)及び最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(平成17年規則第97号)の規定により給与の改定が行われる一般職の職員の例による。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月29日

金 沢 市 長 山 出 保

●金沢市規則第102号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(昭和36年規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

期間の区分	職員の区分	1 項 職 員	2 項 職 員
1 年未満		216,000 円	50,000 円
1 年以上 2 年未満		216,000	50,000
2 年以上 3 年未満		216,000	50,000
3 年以上 4 年未満		216,000	50,000
4 年以上 5 年未満		216,000	50,000
5 年以上 6 年未満		216,000	50,000
6 年以上 7 年未満		216,000	48,200
7 年以上 8 年未満		216,000	46,400
8 年以上 9 年未満		216,000	44,600
9 年以上 10 年未満		216,000	42,800
10 年以上 11 年未満		216,000	41,000
11 年以上 12 年未満		216,000	39,200
12 年以上 13 年未満		216,000	37,400

13年以上14年未満	216,000	35,600
14年以上15年未満	216,000	34,200
15年以上16年未満	216,000	32,800
16年以上17年未満	212,700	31,400
17年以上18年未満	209,400	30,000
18年以上19年未満	206,100	28,600
19年以上20年未満	202,800	27,200
20年以上21年未満	199,500	25,800
21年以上22年未満	192,200	25,200
22年以上23年未満	184,700	24,600
23年以上24年未満	177,700	23,700
24年以上25年未満	170,300	23,100
25年以上26年未満	163,100	22,500
26年以上27年未満	152,000	21,900
27年以上28年未満	141,400	21,300
28年以上29年未満	130,600	20,600
29年以上30年未満	119,500	20,300
30年以上31年未満	108,000	19,900
31年以上32年未満	96,200	19,300
32年以上33年未満	84,800	18,500
33年以上34年未満	65,300	17,600
34年以上35年未満	47,500	16,900
備考		
1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。		
2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。		

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

金沢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月29日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第103号

金沢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市火災予防条例施行規則（昭和37年規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「同条第3項」を「第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項」に、「第31条の2第1号（第33条第2項）」を「第31条の2第2項第1号（第33条第3項）」に、「第34条第5号」を「第34条第2項第1号」に改め、同項の表中

変電設備、発電設備又は蓄電池設備である旨を表示した標識	を	燃料電池発電設備、変電設備、発電設備又は蓄電池設備である旨を表示した標識	に改め、同条第3項中「第31条の2第1号」を
-----------------------------	---	--------------------------------------	------------------------

「第31条の2第2項第1号」に改め、同条第4項中「第33条第2項」を「第33条第3項」に、「第31条の2第1号又は第34条第5号」を「第31条の2第2項第1号又は第34条第2項第1号」に改める。

第4条中「第44条第1号から第13号まで」を「第44条各号」に、「第12号まで」を「第13号まで」に、「同条第13号」を「同条第14号」に改める。

第 1 号様式 (裏) 中

消 防 用 設 備 等 の 概 要		
消 火 設 備	警 報 設 備	避 難 設 備

を

消 防 用 設 備 等 の 概 要				特 殊 消 防 用 設 備 等 の 概 要
消 火 設 備	警 報 設 備	避 難 設 備	消 防 活 動 上 必 要 な 施 設	

に改める。

第 1 号様式の 2 中

消 防 用 設 備 等 の 概 要		
消 火 設 備	警 報 設 備	避 難 設 備

を

消 防 用 設 備 等 の 概 要				特 殊 消 防 用 設 備 等 の 概 要
消 火 設 備	警 報 設 備	避 難 設 備	消 防 活 動 上 必 要 な 施 設	

に改める。

第 2 号様式の 1 中

消 防 用 設 備 等

を

消 防 用 設 備 等 又 は 特 殊 消 防 用 設 備 等

に改める。

「
 変 電 設 備
 第 2 号様式の 2 中 発 電 設 備 設 置 届 出 書 を
 蓄 電 池 設 備
 」
 「
 燃料電池発電設備
 変 電 設 備
 発 電 設 備 設 置 届 出 書
 蓄 電 池 設 備
 」

に、
 「
 消防用設備等
 」
 を
 「
 消防用設備等又は
 特殊消防用設備等
 」
 に改め、同様式の備考第 4 項中「欄には」の次に「、燃料電池発電設備」を加える。

第 3 号様式の 3 及び第 5 号様式中
 「
 消防用設備等の概要
 」
 を
 「
 消防用設備等又は特殊
 消防用設備等の概要
 」
 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項の改正規定（「同条第 3 項」を「第 8 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 11 条第 3 項」に改める部分及び同項の表に係る部分を除く。）並びに第 2 条第 3 項及び第 4 項の改正規定は、平成17年12月 1 日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年11月29日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第13号

金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 に次のように加える。

<p>消融雪</p>	<p>(1) 消融雪専用熱源機を使用し、当該ガスの使用量を算定する専用のガスメーターを設置すること。</p> <p>(2) 不測の需給ひっ迫等の緊急時において管理者が必要と認めた場合、一般の需要に先立って緊急調整に応じられる需要であること。</p>
------------	--

別表第 4 の備考に次の 1 項を加える。

13 消融雪専用熱源機とは、エネルギー源としてガスを使用する消費機器のうち、消融雪用に専ら利用する温水又は温風の熱源となる機器をいう。

附 則

この規程は、平成17年12月 1 日から施行する。

●正 誤

平成12年 3 月24日付け金沢市公報号外第 8 号の 4

頁	箇所	誤	正
21	下から10行め	才田町戌	才田町戌

平成17年 3 月25日付け金沢市公報号外第 5 号

頁	箇所	誤	正
35	上から12行め	800円	800円と

平成17年(2005年)11月29日 印刷
平成17年(2005年)11月29日 発行

発行人
発行所
印刷者 石川県金沢市玉銚4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

定価 120円

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄